

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2010-529125(P2010-529125A)

【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-511187(P2010-511187)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/439	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/4439	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/439	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/4439	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月17日(2011.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

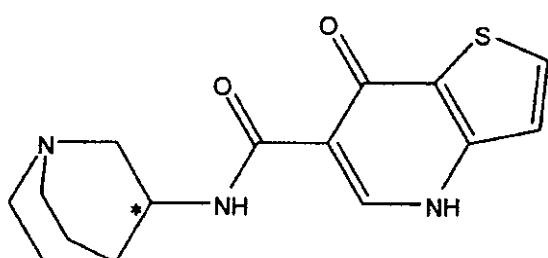
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の構造で表される化合物、

【化1】



またはその医薬として許容される塩の有効量を含む、GERDの治療を必要とするヒト対象のGERD治療剤であって、前記有効量は前記化合物の1日約1回～約3回投与する用量であり、前記用量は約0.2mg～約0.5mgであり、前記化合物は経口投与される、治療剤。

【請求項2】

対象がn-GERDに罹患している、請求項1に記載の治療剤。

【請求項3】

アスタリスクが付いている炭素原子が(R)の立体配置を取る、請求項1または2に記載の

治療剤。

【請求項 4】

前記化合物が一塩酸塩の形態である、請求項3に記載の治療剤。

【請求項 5】

前記化合物が1日1回投与する用量で投与される、請求項1または2に記載の治療剤。

【請求項 6】

前記用量が約0.5mgである、請求項5に記載の治療剤。

【請求項 7】

単回用量が対象の就眠に合わせて投与される、請求項6に記載の治療剤。

【請求項 8】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項6に記載の治療剤。

【請求項 9】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項8に記載の治療剤。

【請求項 10】

前記化合物が1日に2回投与される、請求項1または2に記載の治療剤。

【請求項 11】

前記用量が約0.5mgである、請求項10に記載の治療剤。

【請求項 12】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項11に記載の治療剤。

【請求項 13】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項12に記載の治療剤。

【請求項 14】

前記化合物が1日に3回投与される、請求項1または2に記載の治療剤。

【請求項 15】

前記用量が約0.5mgである、請求項14に記載の治療剤。

【請求項 16】

前記化合物が対象の朝食、昼食、および就眠に合わせて投与される、請求項15に記載の治療剤。

【請求項 17】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項15に記載の治療剤。

【請求項 18】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項17に記載の治療剤。

【請求項 19】

DDP-733の有効量を含む、GERDの治療を必要とするヒト対象のGERD治療剤であって、前記有効量はDDP-733の1日1回投与する用量であり、前記用量は約0.2mg～約0.5mgであり、前記DDP-773は経口投与される、治療剤。

【請求項 20】

対象がn-GERDに罹患している、請求項19に記載の治療剤。

【請求項 21】

1日1回投与する用量が約0.5mgである、請求項19または20に記載の治療剤。

【請求項 22】

単回用量が対象の就眠に合わせて投与される、請求項21に記載の治療剤。

【請求項 23】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項22に記載の治療剤。

【請求項 2 4】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項23に記載の治療剤。

【請求項 2 5】

DDP-733の有効量を含む、GERDの治療を必要とするヒトのGERD治療剤であって、前記有効量はDDP-733の1日2回または3回投与する用量であり、前記用量は約0.2mg～約0.5mgであり、前記DDP-732は経口投与される、治療剤。

【請求項 2 6】

前記化合物が1日に2回投与される、請求項25に記載の治療剤。

【請求項 2 7】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項26に記載の治療剤。

【請求項 2 8】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項27に記載の治療剤。

【請求項 2 9】

前記化合物が1日に3回投与される、請求項25に記載の治療剤。

【請求項 3 0】

前記化合物が対象の朝食、昼食、および就眠に合わせて投与される、請求項29に記載の治療剤。

【請求項 3 1】

プロトンポンプ阻害剤を更に併用投与する、請求項30に記載の治療剤。

【請求項 3 2】

プロトンポンプ阻害剤が、エソメプラゾール、オメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、およびパントプラゾールからなる群より選択される、請求項31に記載の治療剤。

【請求項 3 3】

0.5mgのDDP-733およびプロトンポンプ阻害剤を含む、n-GERDの治療を必要とするヒト対象のn-GERD治療用組成物。

【請求項 3 4】

2つの異なる部分を含み、第1の部分が約0.5mgのDDP733を含み、第2の部分がプロトンポンプ阻害剤を含む、請求項33に記載の組成物。

【請求項 3 5】

第2の部分が即時放出するように製剤されている、請求項34に記載の組成物。

【請求項 3 6】

第1の部分が、即時放出および遅延放出の両方を実現するように製剤されている、請求項35に記載の組成物。